資料貸出のための団体登録を新規・更新・変更・抹消申請される皆様へ

多摩市立図書館　団体貸出のご案内

令和５年６月

多摩市立図書館では、市内の幼稚園・保育園、学校、児童館・学童クラブ、市立施設、老人ホーム等の民間施設、地域文庫、読み聞かせ活動を行う団体等を対象に、長期間まとまった冊数を貸出する「団体貸出」のサービスを行っています。

１．対象団体

① 主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所又は連絡先が多摩市内にあり、次項に挙げる団体種別に該当する団体

② ①に該当しないが、団体を構成する方又は貸出図書を利用する方の大半が、多摩市に在住・在勤・在学している団体

２．団体種別・貸出期間・貸出冊数

種別によって貸出期間と貸出冊数が異なります。

団体種別	貸出期間	貸出冊数
社会教育団体、生涯学習団体、官公庁、学校※１、病院、福祉団体、地域団体、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、市立施設、老人ホーム等の民間施設、地域文庫（施設・法人格にあたる団体、５０冊以上の本を管理する場所を持っている団体※２）	１年間	５００冊
読み聞かせ活動等を行う団体（施設・法人格に当たらない団体）	３ヶ月	５０冊

※１　市立小中学校はシステム連携により、図書館の蔵書を移管し利用することができるため、団体貸出については利用の対象外です。

※２　法人名が付いていても、図書館資料の保管が難しい団体は「施設・法人格に当たらない団体」として登録できます。申請書の「利用目的」に明記してください。

３．団体貸出の新規登録・更新・変更・抹消の手続きについて

① 「団体貸出登録票」の様式に必要事項を全て記入し提出してください。「団体貸出登録票」は各図書館にあるほか、図書館ホームページからダウンロードができます。提出先はお近くの多摩市立図書館窓口です。登録票をご提出の際、団体の概要や活動内容がわかるチラシ等

があればご持参ください。なお、団体種別によって手続き方法が異なります。

【施設・法人格にあたる団体の手続き】

団体に所属している方の中で、団体貸出に係る責任を担う方（団体貸出登録票の“事務責任者”に当たる方）が来館してください。

必要書類：来館する方の「住所・氏名」が確認できる書類（運転免許証等）

その団体に所属する証明になるもの（名刺可）

【施設・法人格にあたらない団体の手続き】

団体の代表者が来館してください。

必要書類：来館する方の「住所・氏名」が確認できる書類（運転免許証等）

② 新規登録の場合は、「団体貸出登録票」の審査、図書館長の承認、コンピュータ上の利用者登録が終了した後に、団体の代表者か事務責任者の方に利用者番号や利用方法等について文書で連絡します。その際、図書を借りる際に必要な「団体貸出カード」を５枚同封します。新規登録の場合、「団体貸出登録票」の提出後、団体貸出が可能になるまで、２週間程度を要します。

更新・変更の場合は、「団体貸出登録票」の提出後、引き続き５年間団体貸出サービスをご利用いただけます。まだ「団体貸出カード」をお持ちでない団体へは「団体貸出登録票」の審査・承認後に郵便にてお送りします。

抹消の場合は、貸出中の資料をすべてご返却いただいた上で、「団体貸出登録票」の「利用目的」に抹消理由を明記し、団体貸出カードをすべてご返却ください。

③ 団体貸出カードは５枚が上限となり、追加発行はできません。また、１枚でも紛失された場合は利用者番号の再発行が必要になります。古いカードは使用できなくなり、新しい利用者番号のカードを５枚郵送いたします。番号の共有も新しい利用者番号で改めておこなってください。

４．貸出方法

貸出には「団体貸出カード」が必要です。所属人数に対して不足している場合は、カードに記載してある６から始まる利用者番号を共有してください。お忘れの場合は個人利用と同じく当日利用の申込書で対応いたしますので、「団体名」「代表者氏名（フルネーム）」をご記入ください。

団体貸出の利用者番号でも、パスワードの発行とウェブ予約が可能です。

なお、団体貸出で利用できる資料は「多摩市立図書館で所蔵している資料」です。「未所蔵資料」のリクエストはできません。他市・他機関への借用依頼もできません。

１）絵本、紙芝居、小学生用読物などの児童書を、大量に（４６冊以上）借りる場合

多摩市立中央図書館地下２階「団体貸出室」で図書を選び、団体カードでの貸出手続きを受けたのち、お持ち帰りください。来館日時については、中央図書館の団体担当と事前の調整

が必要です。

２）児童書や大人の図書（一般書）などを少ない冊数（４５冊まで）で借りる場合

「各図書館」で図書を選び、団体カードで貸出手続きをしてお持ち帰りください。

３）大人の図書（一般書）を、大量に（４６冊以上）借りる場合

「利用する図書館」と必ず事前に日程等調整をしたうえでご利用ください。図書を選んでいただき、団体カードで貸出手続きをしてお持ち帰りください。

４）貸出を制限する資料

個人利用者より貸出期間が長いため、次の資料の貸出はご遠慮ください。

・新着資料　　・予約多数の人気資料　　・雑誌

５．返却方法

１）「団体貸出室」で借りた図書

中央図書館の地下２階にある「団体貸出室」に返却してください。必ず団体貸出担当と事前に日程調整をしたうえで、借りているすべての図書を返却してください。その際、新たな図書を借りる場合は、その場で図書を選んでいただけます。返却図書が大量に（４６冊以上）ある場合は、「各図書館」では返却できません。

２）「各図書館」で借りた図書を少ない冊数（４５冊まで）の資料を返却する場合

「各図書館」のカウンターに、個人貸出と同様に返却してください。

３）「各図書館」で借りた大量（４６冊以上）の大人の図書（一般書）を返却する場合

「各図書館」と必ず事前に日程調整をしたうえで来館し、返却してください。

６．注意事項

１）貸出期間内に、ご返却をお願いすることがあります

貸出期間中でも、**個人利用者から予約が入った場合は**貸出日から１ヶ月を経過した時点で返却をお願いすることがあります。

２）団体登録の有効期限は５年間です。

３）更新の手続きや団体名・代表者・事務責任者等の変更についても、新規登録と同様の手続き（身分証明書の確認等）が必要です。手続きが遅れると、貸出ができなくなりますのでご注意ください。

７．お問い合わせ

多摩市立中央図書館　団体貸出担当

住　所：〒２０６－００３３　多摩市落合２－３５

電　話：０４２－３７３－７９５５　　ＦＡＸ：０４２－３７５－９４５９